

# 現行制度（令和2年3月31日まで）の概要・制度変更時の経過措置

制度名	対象要件	補助額
賃貸に対する補助	○5年以上市外に居住し、未就学児が同居する転入世帯 ○夫婦いずれかが1年以上市外に居住し転入する合計年齢70歳未満の新婚夫婦 ●家賃が50,000円以上の物件に居住すること	最大78万円 月額上限13,000円×5年間 (年額156,000円)
定住奨励金	●賃貸に対する補助認定を受け、その後市内で住宅（マンションを含む）を取得すること ●賃貸に対する補助の終了月から継続して市内に居住していること ●賃貸に対する補助の終了月翌日から5年以内に新築又は購入により住宅の引渡し完了していること	30万円
中古住宅購入補助	●中古住宅（マンションを含む）を購入し、居住すること ●市内事業者へ30万円以上のリフォームを発注すること ●中学生以下の子どもが同居する世帯、又は子どもがいない場合は夫婦の合計年齢が80歳未満であること	50万円
古家購入建替補助	●古家付土地を購入し、その古家を解体後、新築住宅を建設し居住すること ●中学生以下の子どもが同居する世帯、又は子どもがいない場合は夫婦の合計年齢が80歳未満であること	最大120万円 ①基本額 90万円 ②市内の業者に新築を発注した場合は+30万円
三世代同居・近居支援補助	【三世代同居/新築・購入・建替】 ●三世代が同居するため、住宅を新築、購入または建替を行い、居住すること ●親世帯が3年以上継続して市内に居住していること ●孫は中学生以下、又は孫がいない場合は子世帯夫婦の合計年齢が80歳未満であること	50万円
	【三世代同居/増築・改築】 ●三世代が同居するため、居住している住宅を増築又は改築し、居住すること ●市内業者へ100万円以上の工事を発注すること ●親世帯が3年以上継続して市内に居住していること ●孫は中学生以下、又は孫がいない場合は子世帯夫婦の合計年齢が80歳未満であること	20万円
	【三世代近居】 ●市内にある2つの住宅で近居するため、子世帯が住宅を新築又は購入し、居住すること ●親世帯が3年以上継続して市内に居住していること ●孫は中学生以下、又は孫がいない場合は子世帯夫婦の合計年齢が80歳未満であること	30万円

経過措置（現行制度の適用条件）	
現行制度が適用となる対象者	申請期限※
賃貸借契約の申込みを令和2年3月末までに完了した世帯	【新婚世帯】 婚姻日から6ヶ月以内 【子育て世帯】 居住日から6ヶ月以内
土地または建物の売買契約を令和2年3月末までに締結した世帯	居住日から6ヶ月以内
建物の売買契約を令和2年3月末までに締結した世帯	居住日から6ヶ月以内
古家付土地の売買契約を令和2年3月末までに締結した世帯 ※建売住宅については、当初建築されていた中古住宅の売買契約が令和2年3月31日までに締結されていた場合は補助対象になります。	居住日から6ヶ月以内
土地または建物の売買契約（建替の場合は工事請負契約）を令和2年3月末までに締結した世帯	新築（建替）日から6ヶ月以内 または 建売住宅・中古住宅購入日から6ヶ月以内
工事請負契約を令和2年3月末までに締結した世帯	増改築の工事完成日から6ヶ月以内
土地または建物の売買契約、親所有の土地の場合は工事請負契約を令和2年3月末までに締結した世帯	新築日から6ヶ月以内 または 建売住宅・中古住宅購入日から6ヶ月以内

※申請期限は、家賃補助制度は申請期限欄に記載の期限または令和2年9月30日のいずれか早い日です。  
家賃補助制度以外は申請期限欄に記載の期限または令和3年3月31日のいずれか早い日です。  
※古家購入建替補助のうち、建売住宅の購入に関する申請期限は変更ありません。  
※家賃補助に関する賃貸借契約の申込みの完了日とは、契約期間開始日ではなく対象賃貸物件への入居の意思表示をした日です。入居申込書記入日や賃貸借契約締結日を示しますので、お手数ですが契約書等への日付けの記入にご協力ください。記入がない場合は、申込日を電話等で確認させていただく場合があります。

## 2 新制度（令和2年4月1日以降）の概要

制度名	対象要件	補助額
賃貸に対する補助	廃止	
定住奨励金	これまで賃貸に対する補助認定を受けていた世帯を対象 （現行の要件に加え） ●居住誘導区域※内の物件と居住誘導区域外の物件に差をつける ●多子世帯※に優遇加算	最大40万円 誘導区域内：30万円 誘導区域外：15万円 多子世帯には+10万円
中古住宅購入補助	（現行の要件に加え） ●居住誘導区域内の物件と居住誘導区域外の物件に差をつける ●多子世帯に優遇加算	最大40万円 誘導区域内：30万円 誘導区域外：15万円 多子世帯には+10万円
古家購入建替補助	（現行の要件に加え） ●居住誘導区域内の物件と居住誘導区域外の物件に差をつける ●多子世帯に優遇加算	最大100万円 誘導区域内：60万円 誘導区域外：30万円 市内の業者に新築を発注した場合は+30万円 多子世帯には+10万円
三世代同居・近居支援補助	【三世代同居/新築・購入・建替】 （現行の要件に加え） ●子世帯の転入または転居を伴うこと ●居住誘導区域内の物件と居住誘導区域外の物件に差をつける ●多子世帯に優遇加算	最大40万円 誘導区域内：30万円 誘導区域外：15万円 多子世帯には+10万円
	【三世代同居/増築・改築】 （現行の要件に加え） ●子世帯の転入または転居を伴うこと ●居住誘導区域内の物件と居住誘導区域外の物件に差をつける ●多子世帯に優遇加算	最大20万円 誘導区域内：10万円 誘導区域外：5万円 多子世帯には+10万円
	【三世代近居】 廃止	

※居住誘導区域…人口減少の中においても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を指します。都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めています。（ご連絡いただければ、居住誘導区域内か否かお調べします。）

※多子世帯 …申請者またはその配偶者の子で、18歳未満の子（胎児を含む）が3人以上いる世帯を指します。